中国の環境紛争処理における制度的障害に関する分析(要旨)

華東政法大学経済法学院 張梓太

一、処理根拠上の矛盾

1. 主な根拠

1986年制定《民法通則》第124条の規定:「国家による環境を保護し汚染を防止する規定に違反し、環境汚染が他人に損害を与えた場合、法に基づき民事責任を負わなければならない。」

1989年制定《環境保護法》第41条規定:「環境汚染の危害を引き起こした者は、危害を排除する責任があり、直接損害を受けた組織または個人に対して損失を賠償する。」

. . . .

2. 矛盾

まず、責任構成要件上の相互矛盾がある。《民法通則》の規定は行為の違法性を責任構成 要件の一つとしているが、《環境保護法》は行為の違法性を構成要件としていない。

次に、責任帰属原則上の相互矛盾がある。《民法通則》、《環境保護法》はともに無過失(原語は「無過錯」)責任原則を帰責原則としているが、しかし《環境保護法》、《水汚染防治法》、《大気汚染防治法》、《海洋環境保護法》などの立法においては、不可抗力、第三者の過失(「過錯」) および被害者の自己責任という三種の情況を免責条件としており、これは無過失責任原則と相矛盾する。

二、処理手段の不足

処理手段には、調停、仲裁、訴訟などが含まれる。しかし、様々な理由から、現在の環境 紛争処理は訴訟解決に頼っており、調停や仲裁などの手段を採ることは非常に少ない。

中国は行政管理資源が十分に豊富な国家であり、行政処理はかつて環境紛争処理の主要な 手段であったが、行政訴訟制度の確立により、環境行政管理部門は行政処理手段によって環 境紛争を解決する情熱を徐々に失ってしまった。

三、訴訟における問題

- 1. 原告資格の制限により、環境民事訴訟を提起することは必ずしも容易な事ではない。
- 2. 多くの情況下において、権利侵害者が不明なため、被害者は訴訟を提起できない。
- 3. 環境権利侵害の特殊性のため、訴訟は往々にして非常に長くかつ険しい過程であり、被害者 の権益は適時かつ有効に救済され得ない。
- 4. 訴訟時効期限の長さが不十分であり、被害者の利益が有効に保護されない。

四、 改善策

- 1. 関連立法を完備し、《民法通則》と《環境保護法》およびその他環境立法の間の矛盾を除去し、行為の違法性を責任を負う前提とせず、免責条項を取り消す。
- 2. 調停と行政処理の作用を十分発揮する。
- 3 . 環境責任保険、財務保証、行政補償、社会保障などの分野の制度を構築し、徐々に環境権利 侵害損害の填補を社会化する。

(翻訳:大塚健司、監修:片岡直樹)